

議案第36号

石岡市消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月22日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

消防団員の確保を目的として、総務省消防庁が定めた非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、所要の改正をするため。

石岡市消防団条例の一部を改正する条例

石岡市消防団条例（平成17年石岡市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第12条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第16条第1項中「報酬」を「年額報酬」に、「費用弁償」を「出動報酬及び費用弁償」に改め、同条第2項中「報酬，旅費及び費用弁償」を「年額報酬，旅費，出動報酬及び費用弁償」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第16条関係）

種別	職名	支給区分	金額 (円)	旅費の額（相当する職）
基本団員	団長	年額報酬	90,000	副市長
	副団長		70,000	同上
	分団長		50,000	一般職の職員で6級の職にある者
	副分団長		46,000	一般職の職員で5級の職にある者
	班長		38,000	同上
	団員		36,500	同上
機能別団員			10,000	同上

備考 基本団員の班長又は団員の職にある者で、機械系の者については、年額6,000円の報酬を加算して支給する。

別表第2（第16条関係）

種別	支給区分	金額 (円)	摘要
災害（4時間以上）	出動報酬 (1日につき)	8,000	災害のため職務に従事した者に支給する。
災害（2時間以上）		4,000	

災害（2時間未満）		2,000	
警戒		2,000	災害の警戒のため職務に従事した者に支給する。
訓練		1,100	災害に関する訓練に従事した者に支給する。
その他		1,100	行事及び会議並びに火災予防，救急等の啓発（講習を含む。）に従事した者に支給する。
賄い	費用弁償（1食につき）	1,000	現金支給は，行わない。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。